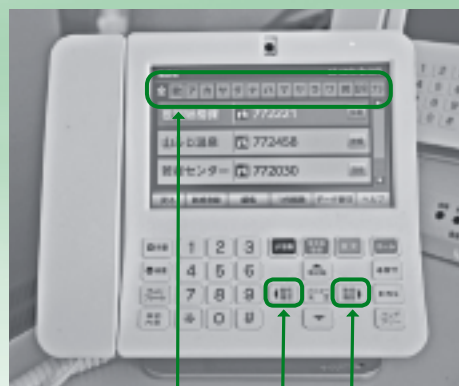


IP告知端末本体の『▶』または『◀』ボタンを押すか、かけたい相手の名前のフリガナが割り当てられているタブをタッチして選びます。



このボタン
フリガナ割当てボタン

受話器を上げると、電話をかけることができます。



【応用編】

発信、または着信履歴から電話帳に登録することが出来ます。

IP告知端末本体の『電話帳登録』ボタンを押し、続いて本体の『発信(着信)履歴』ボタンを押します。

本体の『▶』または『◀』ボタンを押して相手を選択します。

画面下側の電話帳登録ボタンを押すと電話番号は自動的に入力されていますので、氏名を入力し、登録ボタンを押せば完了です。

バージョンアップのお願い

IP告知端末をご利用いただきありがとうございます。

端末の安定した動作、操作改善を行うため内部プログラムのバージョンアップを実施しております。

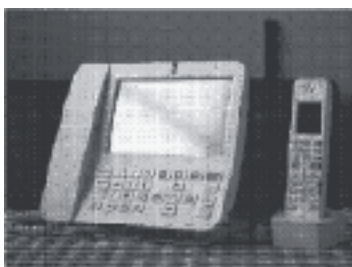
今回行うバージョンアップは、IP告知端末を24時間、電源を切らずにすることで実行されます。端末で特別な操作は必要ありません。

IP告知端末は、情報配信またはボタンに触れると画面が明るくなり、20分後に消灯し、待機状態になります。そのままで結構ですので、普段、電源をオフにされている方も、1日だけ電源をオンにしてくださいませうようご協力をお願いします。



IP告知端末のコードレス子機の販売について

村で設置したIP告知端末に、コードレス子機を最大3台まで設置することが出来ます。子機を設置することで、親機と離れた別の部屋から電話の応答ができるようになります。



コードレス子機の主な特徴

【できること】

- ・親機(子機)からの電話の転送
- ・親機(子機)間の通話
- ・発信・着信履歴からの電話をかける
- ・ハンズフリーでの通話
- ・電話帳登録

【できないこと】

- ・子機の画面でTV電話はできません
- ・子機の画面ではお知らせを見ることはできません
- ・子機からは緊急放送は流れません
- ・子機は購入者の持ち物になりますので、役場の保守・メンテナンスに含まれません

ご注文いただいたコードレス子機は宅配業者から直接、宅配されます。代金は1台分9,915円になります。(代引き手数料315円込)
コードレス子機を、ご希望の方は総務課企画班 ☎(77)2221まで、お問い合わせください。

IP告知端末の愛称投票について

村では地域情報通信基盤整備事業交付金で整備したIP告知システム及びIP告知端末の有効利用について検討委員会を設置しました。

これまで皆さんのお宅に設置した電話を「IP告知端末」と呼称しておりますが、日常生活であまり使用されていない単語で構成されているため、なじみにくい呼び名であることから、検討委員会において愛称候補を提案し、IP告知端末の選択機能を利用して、皆さんから投票していただくことにしました。

愛称候補名については、1月16日と23日にIP告知端末で配信し、1月26日から30日までに画面タッチ投票を行います。

投票結果及び決定した愛称については、2月広報でお知らせします。

○お問い合わせ先

総務課企画班 ☎(77)2221

12月村議会 定例会

行政報告(要旨)

平成23年度補正予算

平成23年度一般会計補正予算は、住基システム改修、高齢者等宅除排雪事業委託料、森林環境保全直接試験事業、子ども手当など総額909万4千円の追加補正で、補正後の総額は23億6039万7千円となります。

特別会計について、総額3545万円の追加補正予算となります。

企業誘致計画の中止について

これまで、旧木材工芸センター建物及び敷地への(株)ECエンタープライズ(北秋田市)の誘致を決定し、土地・建物賃貸借仮契約の締結や9月定例会への関係予算の計上など、誘致計画を進めてきました。

しかし、企業的大幅な計画変更等があり村誘致企業としては受け入れられないと判断し、これまでの合意事項を撤回し、土地・建物賃貸借仮契約を破棄いたしました。まだ執行していない関係予算については今定例会で減額補正いたします。

人事関係について

平成23年度末で定年退職する職員は3人(一般行政職2人、看護師1人)です。また、10月31日付で准看護師1人から平成23年度末での退職願が提出されており、

職員採用試験の結果、一般行政職4人の新規採用を予定しています。看護職2人については、12月に公募して1月下旬に採用試験を行う予定です。

IP告知端末の活用促進について

昨年度の事業ではほぼ全戸に設置されたIP告知端末について、多くの機能が付いているものの、それが充分生かされていないという指摘をいただいています。

利活用促進策を検討するための役場庁内プロジェクトチームとして8人を「電腦管理人」として委嘱して利活用策を策定することにいたしました。今後、委嘱された職員で検討を進めるとともに、住民の意見も聞きながら利活用促進に取り組んでいきます。

北秋田市上小阿仁村病院組合について

組合は、平成23年3月31日で解散しておりますが、10月14日現在、3件の裁判事件があります。

これまでになかった費用については、村が7.89%の負担割合で、支出済みとなっております。今後の裁判費用についても北秋田市と村が協議をして、負担することとなっております。

子ども手当について

10月から来年の3月までの子ども手当が変わりました。

手当の額が、これまでは中学校卒業まで月額1人1万3千円でしたが、10月からは、3歳未満、月額1人1万5千円、3歳から小学終了前の第1子と2子は1万円、第3子以降は1万5千円、中学生は1万円となりました。

稲作状況について

本年の稲作は、東北農政局の発表によりますと作況指数で、秋田県の平均が99、県北でも99と見込まれております。

なお、11月8日現在のJAあきた北央の調べでは、本村の米出荷数量は1俵60kg換算で1万6548俵、内1等米は97.1%という良質米の生産実績になっております。

体験モニターツアーについて

スローツーリズム推進の一環として、「食農観丸ごと体験モニターツアー」を10月2日に実施いたしました。

地域の素材を活かした集客を目指し、県と協力してJTBを通じて募集、秋田市などから39人の方が大型バスで村に入り、コブ杉、野生産試作センターでの野菜収穫、山野草展示施設などを見学し、地場産の食材をふんだんに使った昼食やティータイムなどで、村での一日を楽しんで頂きました。

学校教育関係について

10月21日、平成24年度上小阿仁小学校入学予定者18人の就学時健診が行われました。男子8人、女子10人の対象者には聴力検査、視力検査、知能検査などが実施され、その間保護者には、学校や教育委員会から入学までの準備や心得などについて説明いたしました。

国保診療所関係

4月から10月までの診療状況は、内科は1日平均63人でほぼ前年並みで推移しており、歯科についても1日平均11人でほぼ前年並みとなっております。6月以降の内科の1日平均患者数は、6月は前年に比較して減少しましたが、7月は前年並で推移しております。

なお、4月から毎週月曜日に診察を行っている泌尿器科の患者数は、1日平均81人となっております。今後とも、村唯一の医療機関として運営に努力して参ります。

杉風荘関係

スプリングラーの設置工事が進められておりましたが、11月17日消防の検査を受け、11月25日完成検査を終了し引渡しを受けております。

非常用発電機設置工事は、24年3月19日までの工期で実施する予定です。

インフルエンザの流行に備え、予防対策として利用者、職員にワクチン接種を行っております。

11月24日現在で、入所者は86人です。上小阿仁村出身者は、55人となっております。

地域おこし協力隊 誌

24 水原編

水原です。いよいよ冬本番となりました。原稿を書いている現在は十二月下旬、八木沢もあれよあれよという間に白と黒、水墨画のような景色に変わりつつあります。早いもので僕達二人が地域おこし協力隊として村に来てから二年、今度の冬は三度目になります。

また冬か、また雪か……こちらに来てそんな声を聞くこともままありますが、案外と僕は上小阿仁のこの季節も、雪も好きなのです。今回はワタクシ水原の冬の楽しみを綴らせていただきます。

上小阿仁の冬と付き合っていく上で、まず雪を抜きにするわけには参りません。二年前は人生で未だかつてない積雪量に喜び、犬のように庭を駆け回ったわけですが、屋根に上った雪下ろしはさすがに腰が引けました。東京で屋根に上ったら多分怒られますからね。

しかし、今は恐れるものは何もなし、屋根に上ることが楽しく感じるようになってしまった程です。それもこれも八木沢の皆さんに手取り足取り教えていただいた賜物。幼少のころ発散できなかったヤンチャ心に火が付いてしまいました。また、薪というのも醍醐味の一つです。

知識として知ってはいても、自分がやることになるとは思っていなかった薪割り。コツのいる作業だったのですね。最初の頃はマサカリに振り回されている危険人物でした。割れた時の爽快感がたまりません。そして割った薪で焚くストーブ。

火の温もりがここまで違うとは……意外でした。鍋を上げたり、よごした新聞紙とアルミホイルでくるんださつまいもを放り込んだり……食事で楽しめるのも素晴らしい点です。

食事といえばテレビで見た、シチューのコマーシャル。雪にまみれ寒さに震えながら家に帰ると、お帰りの言葉と温かいシチュー。木の質感を感じる部屋、木の器とスプーンでふうふうしながら……という情景には幼いころから憧れていました。おいしさには雰囲気というものもとても大事なんですよね。かつて分校だった八木沢公民館は、雰囲気事欠かない上質な空間と言えるでしょう。

こんな風に冬の上小阿仁を楽しんでいる、一月で二十五歳になる僕でした。

こうして書いてみると子供っぽいし、小さな楽しみかもしれないが、どれも村に転がっている幸せです。

屋根に上って寝転がり、夕方には瞬く星空を見て日々の有難味をかみしめる、これもなかなか乙なものですね。

あ、くれぐれも除雪の際は怪我などのは無きようお願いを付けたいですね。は本年も元気に駆け抜けましょう！



ミニニンジン 品種名：スイートキャロット

- 播種後60日～80日位で根長10～14cm、根径1.3～2cmで収穫。
- 周年栽培が可能。
- 肌はなめらかで歯切れがよく甘く生食に最適。
- プランター栽培も可能。



野外センター
だより



野外生産試作センター

☎ 77-3596
担当 大沢直仁



国民年金のお知らせ

特別障害給付金制度について

障害基礎年金を受給できないいわゆる無年金障害者と呼ばれる人を対象に、特別障害給付金を支給する制度があります。ただし、この特別障害給付金は、障害基礎年金や障害厚生年金などの公的年金の障害給付を受給できる人は支給対象とはなりません。

特別障害給付金の支給対象者

特別障害給付金の支給対象となるのは、次のいずれかに該当する人です。

- ・平成3年3月以前に国民年金の任意加入の対象となっていた学生。
- ・この国民年金の任意加入の対象となっていた学生とは、大学（大学院）、短大、高等学校および高等専門学校または専修学校・一部の各種学校（昭和61年4月から平成3年3月までの期間に限られる）のうち、昼間部に在学していた学生です。
- ・昭和61年3月以前に国民年金の任意加入の対象となっていた人（厚生年金保険や共済組合などの加入者の被扶養配偶者）で、国民年金に任意加入していない

かった期間中に初診日（初めて医師の診察を受けた日）があり、現時点で一級または二級の障害等級に該当する65歳到達前の人に限られます。

この任意加入の対象となっていた人とは、厚生年金保険や共済組合などの加入者の被扶養配偶者のほか、以下の人をいいます。

- ・厚生年金保険や共済組合などから老齢給付を受けているか受給資格期間を満たしている人の配偶者
 - ・厚生年金保険や共済組合などから障害年金を受けている人の配偶者
 - ・国会議員の配偶者や地方議会議員の配偶者（ただし、昭和37年12月以降に限る）
- この特別障害給付金を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要です。

特別障害給付金の支給額

特別障害給付金の支給額は、障害基礎年金の障害等級に基づいて、障害等級の一級に該当する場合と二級に該当する場合では異なります。

まず、障害等級の一級に該当する場合には月額5万円が支給され、また、障害等級の二級に該当する場合には月額4万円が支給されます。

これらの支給額は法律で定められた支給額で、実際には、平成16年の物価指数を基準にして毎年度物価の変動に応じて改定されます。平成23年度の場合には、一級の障害基礎年金の障害の程度に該当する場合は月額49,650円、二級の障害基礎年金の障害の程度に該当する場合は月額39,720円となっています。

特別障害給付金の支給の制限

- 特別障害給付金では、支給の制限が行われる場合があります。
- 一、本人の所得が一定額以上であるときは、支給額の全部または半分の額が支給停止されます。この扱いは、20歳前障害による障害基礎年金の所得制限と同じです。
 - 二、老齢年金、遺族年金、労災補償などを受給している場合には、その受給額分を差し引いた額が支給されます。一方、この老齢年金等の額が、特別障害給付金の支給額を上回る場合には、特別障害給付金は支給されません。
 - 三、経過の福祉手当を受給してい

る場合には、特別障害給付金が支給されると経過の福祉手当は支給停止となります。

支給期間・支払方法

特別障害給付金の支給期間は、請求した月の翌月分から支給され、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わります。

また、特別障害給付金の支払方法は、障害基礎年金と同様に年6回の偶数月となっています。

請求手続の注意事項

特別障害給付金は、原則として、65歳に達する日の前日までに請求しなければなりません。

特別障害給付金の請求の窓口は、住所地の市区役所・町村役場となっています。

日本年金機構では、必要な書類などがすべてそろわなくても請求書の受付を行うので、まずは請求を行うことを勧めています。請求に必要な書類のうち所定の様式となっているものは、市区役所・町村役場、年金事務所にあります。

○問い合わせ先

鷹巣年金事務所

☎ (62) 1490

住民福祉課住民福祉班

☎ (77) 2222

ひとり暮らし高齢者等 への除排雪支援事業

満年齢70歳以上のひとり暮らし高齢者で、村民税非課税の方を対象に居住家屋の屋根の雪下ろし(除排雪含む)に対して援助します。援助の額は、作業費用の2分の1の額とし予算の範囲内で援助します。ただし、1世帯当たりの作業費用限度額は4万円とします。

作業を行う前に、上小阿仁村社会福祉協議会へ申請手続きを行ってください。

※ 作業に4万円掛かった場合は、2万円を援助します。

※ 申請者が村税等の滞納をしている場合は対象外となります。

※ 屋根の雪下ろし(除排雪含む)を業者等へ依頼する際は、労災等へ加入している業者等であるかの確認をしてからご依頼ください。

実施期間

平成24年1月1日～2月29日

○申請先

上小阿仁村社会福祉協議会

☎ (77) 30057

○お問い合わせ先

住民福祉課 住民福祉班

☎ (77) 22222

第5回声かけサポーター研修

心の健康づくり講演会 のお知らせ

5回シリーズで実施していた声かけサポーター研修も今回で最後となりました。

1回目の研修では「村の現状」について知り、2、3回目では「うつ病」認知症について知識を深めました。

4回目には、三種町で活動しているサポーターさんから実際のお話を聞き、参加者から「周囲の人たちの声をかけは大変なこと」「集落でサロンをやったほうが良い」など具体的な声が挙がりました。

これからも住み続けていく地域で、自分たちに何ができるのか、みんなと一緒に考えていきましょう。

「これから『私たち』ができることを考えよう」

講師 秋田大学 佐々木久長先生
日時 平成24年1月16日(月)
午後1時30分～3時

会場 上小阿仁開発センター



地域で認知症を理解する

12月5日に実施された第3回声かけサポーター研修では、「認知症」について学びました。ただのものと忘れと認知症は違います。認知症は誰にでも起こりうる脳の病気で、85歳以上の4人に1人はその症状があるといわれています。

症状

中核症状：脳の細胞が壊れることによって、ほとんどの人に起こる。(記憶障害、見当識障害、理解・判断力の低下など)

周辺症状：出現は個人差があり、うまく接することで、症状をやらげることができると。

(徘徊、排泄の失敗、もの盗られ妄想など)

対応例① 「徘徊」

その原因を考えてみてください。男性は仕事に行こうと思っていたり、女性は食事の材料を買いに行こうとしているのかもしれない。その時間帯に何かできる『役割』を持たせてみてください。

対応例② 「排泄の失敗」

排泄を失敗してしまったら、トイレの場所や排泄の順番をさりげなく教えてあげてください。プライドや快・不快の感情はずつと残りますが、まわりの対応で本人を傷つけずに済みます。

診断、治療

認知症も他の病気と同じく、早期受診、早期診断、早期治療が非常に重要です。治療で症状を遅らせることもできます。日常の些細な変化が認知症のサインかもしれません。「年のせいでしょう」と決めつけず、まずは、かかりつけの先生に相談をしましょう！

認知症かな？と不安になったら？

① 地域包括支援センター

上小阿仁村役場 住民福祉課

(保健師・看護師)

☎ (77) 30008

に相談する。

② 早い時点で病院へ行く。

③ 診断内容をまわり(家族・親戚・近所)に伝え、支援を求める。

④ 適切な介護支援を利用する。



村・県民税の申告相談は2月6日から

～ 正しい申告と納税を ～

申告しなければならない方

- 平成24年1月1日現在、上小阿仁村に住んでおり、平成23年中(1月～12月)に少しでも所得のあった方。
- 上小阿仁村に住んでいないが、平成24年1月1日現在、村内に事務所または事業所を有する方。
- 給与以外の所得(営業・農業・不動産・配当)が少しでもあった方。

申告の必要のない方

- 所得税の確定申告を税務署へ提出される方。
- 給与所得のみの方で、職場において所得税の年末調整を行った方。



申告相談に持参するもの

- ☐ 印鑑 ☐ 確定申告書(税務署から送付されている方は必ず持参して下さい)
- ☐ 本人名義の金融機関の口座番号が分かるもの(通帳等)
- ☐ 給与収入や公的年金収入がある方は源泉徴収票
- ☐ 営業等所得、農業所得、不動産所得がある方は収入と支出の内訳が分かるもの
- ☐ 国民年金、農業者年金等の掛金及び支払証明書
- ☐ 生命保険、個人年金保険料支払い証明書 ☐ 損害保険料領収書
- ☐ 退職・失業等により社会保険料を個人で納めた領収書 ☐ 身体障害者手帳

※医療費の控除をうける方へお願い。

- 医療費と通院に要した交通費をまず受診者毎に仕分けし、それを病院・薬局毎に分けてそれぞれ合計額を計算してきてください。
(病気等により保険金、共済金の補てんがあった方は受領書を持って来てください)

所得の種類に応じて必要なもの

【営業所得】

- ・現金出納帳・自家消費及び事業用消費の整理帳
- ・仕入帳・たな卸表
- ・経費帳(給与、外注工賃、租税公課、消耗品等の必要経費と認められる領収書か内訳のわかるもの)

【農業所得】

- ・水稻、野菜、花卉、山菜等の販売収入のある方は、農協等からの出荷証明書及び必要経費の領収書
- ・受取小作料、作業受託料などの収入がある方は、相手先や収入金額が分かるもの
- ・大型農機具、農業用自動車購入証明書(又は領収書と任意保険料領収書)
- ・水利費(堰勘定、土地改良区費の領収書)
- ・制度資金利子(制度資金、近代化資金、農機具の利子証明書)
- ・農業に要した水道光熱費の領収書 ・固定資産税の課税明細書
- ・小作料、作業委託料、雇い人への支払がある方はその領収書

※あらかじめ各種類毎に分別し、それぞれの合計金額を計算してきてください。

【給与所得】

- ・給与、報酬、賃金の源泉徴収票

・出稼ぎ収入のあった方は、所得税（源泉徴収税額）が還付される場合がありますので、必ず源泉徴収票を取り寄せて下さい。

【年金収入】

・公的年金等の源泉徴収票

【譲渡・一時・山林・その他の所得】

原則的には税務署へ申告ですが、内容が鮮明（収入金額及び必要経費が明確なもの）なものは、役場でも取り扱うことができます。

申告をすれば所得税の還付を受けることができる方

給与所得のある方で、扶養控除、社会保険料、生命保険料、損害保険料等の控除が漏れている方及び中途退職等により年末調整しなかった方。また、医療費控除、住宅取得控除のある方などが対象となりますので、申告の際は必ず平成23年分の給与所得の源泉徴収票を持参してください。

申告相談は毎年混み合います。待ち時間短縮のため、営業・農業所得がある方は事前に書類の整理・計算を、また医療費控除を受けられそうな方は医療費の領収書の集計をしてくださるようお願いします。

平成24年 申告相談日程表

月日(曜日)	部落名	受付時刻	会 場	月日(曜日)	部落名	受付時刻	会 場
2月 6日(月)	八 木 沢	10:00～11:30	公民館	2月22日(水)	小 沢 田	9:30～11:30	開発センター
	南 沢	13:30～16:00	南沢公民館			13:00～16:00	
	不 動 羅			2月23日(木)	小 沢 田	9:30～11:30	開発センター
	中 茂					13:00～16:00	
2月 7日(火)	小 田 瀬	9:30～11:30	福祉会館	2月28日(火)	福 館	9:30～11:30	交流センター
	大 海	13:30～16:00	公民館			13:00～16:00	
2月 8日(水)	大 林	9:30～11:30	公民館	2月29日(水)	中五反沢	9:30～11:30	公民館
		13:00～16:00			上五反沢	13:30～15:30	公民館
2月 9日(木)	長 信 田	9:30～11:30	交流センター	3月1日(木)	下五反沢	9:30～11:30	児童館
	大 阿 瀬	13:30～16:00	公民館			13:00～16:00	
2月14日(火)	羽 立	9:30～11:30	集会施設	3月2日(金)	下五反沢	9:30～11:30	児童館
		13:00～16:00					
2月15日(水)	堂 川	9:30～11:30	公民館	3月6日(火)	沖 田 面	9:30～11:30	若者センター
		13:00～16:00				13:00～16:00	
2月16日(木)	杉 花	9:30～11:30	交流センター	3月7日(水)	沖 田 面	9:30～11:30	若者センター
		13:00～16:00				13:00～16:00	
2月20日(月)	下 仏 社	9:30～11:30	公民館	3月8日(木)	沖 田 面	9:30～11:30	若者センター
2月21日(火)	上 仏 社	9:30～11:30	担い手センター			13:00～15:00	
		13:00～16:00					

詳しくは、役場か税務署におたずねください。

●役場住民福祉課 税務保険班 ☎0186-77-2222 ●大館税務署 ☎0186-42-0671

上小阿仁村社会福祉協議会 職員(事務局長)募集

■業務内容

- ①事務局内及び各事業所(デイサービス通所介護事業所、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所)の統括及び職員の指導
- ②社会福祉協議会の各種諸事業の事務業務

■受験資格

満60歳以下(平成24年4月1日現在)で、社会福祉事業に関心や熱意があり、村内に住所を有するか、採用後村内に居住できる者(社会福祉主事等の資格があれば望ましい)

■採用時期

平成24年4月1日から採用予定

■試験方法

作文及び面接

■試験場所及び日時

上小阿仁村保健センター

平成24年2月中旬を予定

■申込手続き及び受付期間

- ①申込用紙の請求及び申込先

上小阿仁村社会福祉協議会

高齢者生活福祉センター内

②受付期間

平成24年1月10日～31日

③提出書類

申込書、健康診断書

■その他 勤務条件は規程による

○問い合わせ先

上小阿仁村社会福祉協議会

☎(77)3057

平成24年度

「国有林モニター」の募集

東北森林管理局では、国有林の役割や現状をご理解していただき、国有林の管理・経営に国民の皆様の声を役立てていく取組の一環として、国有林モニターを募集しています。

【募集人数】 数十名程度

【募集期間】 2年間

平成24年4月

～平成26年3月

【内容】

国有林に関するアンケートへの回答

現地見学会への出席(2回を予定)

国有林モニター会議への出席(2回)

応募資格、応募方法など詳しく

はお問い合わせください。

○問い合わせ先

東北森林管理局

国有林モニター係

☎018(836)2274

FAX 018(836)2031

<http://www.rinyamaff.go.jp/tohoku/>

農業用免税軽油の仮受付 を行います。

農業用免税軽油制度は、農業用機械の燃料として使用する軽油を免税価格で購入できる制度です。

免税軽油制度は平成24年3月をもって終了する予定ですが、現在、制度の継続について検討中であることから、制度が継続となった場合に

備え借受付を行います。このため、申請にあたっては次の点に注意してください。

- ・制度継続とならなかった場合、申請を行っても交付をしません。
- ・交付は、平成24年4月以降となります。

■日時

平成24年2月2日(木)～3日(金)

午前9時30分～11時30分

午後1時～3時30分

■場所

北秋田地域振興局3階第二会議室

北秋田市鷹巣字東中岱76-1

■その他

交付申請に必要な書類等はお問い合わせください。

○問い合わせ先

北秋田地域振興局県税課課税課

☎0186(49)2211

油類の取り扱いに注意 してください

これからの時期は、家庭での油類を取り扱う機会が多くなり、ホームタンクの操作ミスなどによる油流出事故が懸念されます。

油の流出は、河川環境等に影響を与えられますので、ホームタンクの状態や取扱等に関して再度確認し、安全な使用を心がけましょう。

転倒や油の流出に対する 対策は万全ですか

タンクを設置する場所の補強やチェーン等による転倒防止の対策は大丈夫ですか。

タンクと配管の結合部分は、タンクが揺れても損傷しないような構造

になっていますか。
万一タンクから油の漏れても外に流出しないように、囲いを設置していますか。

油を取り扱うときには十分に
注意して、目を離さないように

ホームタンクからポリタンクに移し替えている最中に目を離したり、移し替えた後にホームタンクのバルブを閉め忘れたために油が流出した事故が発生しています。

もしも油が流出したら
速やかに連絡してください

自分できれいにしたつもりでも、地面にしみこんだ油が時間が経ってから水路に流出したことや、雨が降ったときに流れ出てきたこともあり、もしも油が流出したら速やかに役場又は消防署に連絡してください。

家の前の水路や道路の側溝の
水も川に流れています

川の水は水道用水や工業用水、農業用水に使われています。川または、魚類など多様な生物の生息の場にもなっています。

私たちの暮らしと豊かな自然を守るために十分な注意をお願いします。

冬季労働災害多発注意報 発令中

- ・凍結した路面等には、融雪剤を散布する等の凍結防止措置を行う。
- ・冬タイヤを早期に装着する。
- ・急ハンドル、急ブレーキ、急発進を行わない。

橋の上、トンネル内、その出入口、日陰に入る前に減速する。

村長の動静

(平成23年12月)

- 1 日(木) ◇全国山村振興連盟通常総会
(東京都)
- 2 日(金) ◇秋田県町村会「神奈川県町村情報システム共同事業組合」視察(神奈川県)
- 3 日(土) ◇町イチ! 村イチ! 2011
(東京都)
- 5 日(月) ◇課長会議
◇議会運営委員会
- 7 日(水) ◇地域おこし協力隊との話し合い
- 8 日(木) ◇北都銀行頭取来訪
- 9 日(金) ◇大館北秋田森林組合山神祭
(北秋田市)
- 10 日(土) ◇かみこあに保育園保育発表会
- 12 日(月) ◇入札会
- 14 日(水) ◇議会12月定例会～16日まで
- 19 日(月) ◇課長会議
◇新聞社インタビュー
- 20 日(火) ◇秋北バス社長来訪
◇上小阿仁村社会福祉協議会理事会
◇秋田県林業公社専務理事来訪
- 21 日(水) ◇交通死亡事故ゼロ2000日達成表彰式
- 22 日(木) ◇行政協力員会議
◇上小阿仁村功労者表彰式
- 27 日(火) ◇能代河川国道事務所長来訪
- 28 日(水) ◇仕事納め

村長交際費 (平成23年12月分)

大林獅子納め式	5,000円
いきいき高齢者100選 県知事表彰受賞祝賀会	5,000円
村功労者受賞者お祝い	18,970円

・屋根での雪下ろし作業中は、親綱の設置・安全帯の着用を行う。
・雪下ろし作業時には、墜落用防護帽を着用する。
・自然換気が不十分な場所では、発電機・エンジン等の内燃機関や練炭コンロを使用しない。
・内燃機関や練炭コンロを使用した内部に立ち入る場合は、換気を十分に行うとともに、一酸化炭素、酸素濃度を測定し、安全を確認する。
・除排雪機械の回転部分に雪等が詰まった場合は、エンジンを停止してから対処する。
・重機に接触する危険がある箇所に作業員を立ち入らせる場合は、誘導者を配置し合図による誘導させる。
詳しくは秋田労働局健康安全課
☎018-862-6683
又は労働基準監督署までどうぞ。

民法等の一部改正と 新しい親権制限の制度

―児童虐待を防ぐために―

平成23年6月に、民法等の一部を改正する法律が公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲で施行されることになりました。その主な内容を紹介します。

どうして民法等の一部が改正されたのですか？

近年、児童虐待が深刻な社会問題となっています。児童虐待を行う親への対応としては親権喪失制度がありました。要件も効果も重く、活用しにくいと指摘されてきました。児童虐待のように親権の行使が不適切な場合には、必要に応じて適切に親権を制限することができるようになる必要があります。また、親権を制限した後は、親権者に代わって

子の身の回りの世話や財産の管理を行う適任者を確保する必要があります。

このような必要性を踏まえ、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法や児童福祉法その他の法律が改正されました。

具体的に、どのように改正がされたのですか？

民法において、親権停止制度が創設されるとともに、親権喪失や管理喪失の原因も見直されて、子の利益が害されている場合に親権が制限され得ることが明確になりました。また、親権を制限した後の子の安定した監護を実現するために、未成年後見制度も見直されました。このほか、親権者の子の利益のために監護教育をすべきことが明確化されるなどしました。

児童福祉法の改正では、施設入

所等の措置がとられている子の監護等に関し、子の福祉のために施設長等がとる措置を、親権者等是不当に妨げてはならないことが明確化されるなどしました。

今回の改正で、離婚後の子の監護に関する事項を改正されたようですが

民法766条第1項で、離婚後の子の監護について必要な事項の具体例として面会交流や養育費の分担が明示されるとともに、子の監護については「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と理念が明記されました。

親権制限の制度や未成年後見制度についてお知りになりたい場合には、裁判所ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.courts.go.jp>

村民カレンダー

(平成24年1月10日から平成24年2月9日まで)

月	日	曜日	内 容
1	10	火	月よう会・火ようクラブ・ぽかぽか教室(10:00～/保健センター)
	11	水	転倒予防教室(9:30～/若者センター) 福館健康教室(10:00～/い樹い樹交流センター)
	12	木	
	13	金	転倒予防教室(9:30～/若者センター) 歩こう会(10:00～/地域センター)
	14	土	
	15	日	
	16	月	月よう会(9:30～/保健センター) 上小阿仁小中学校 始業式 中五反沢健康教室(10:00～/中五反沢公民館) 声かけサポーター研修(13:30～/開発センター)
	17	火	食生活改善推進協議会 「生活習慣病ワースト25ステップアップ教室」 (9:30～/保健センター) 長信田健康教室(10:00～/長信田交流センター) 介護予防教室(13:30～/若者センター)
	18	水	転倒予防教室(9:30～/若者センター) 男性料理教室(10:00～/保健センター) 大海健康教室(10:00～/大海公民館)
	19	木	ひよこの会(10:00～/保健センター) 小沢田健康教室(10:00～/小沢田公民館)
	20	金	転倒予防教室(9:30～/若者センター)
	21	土	
	22	日	
	23	月	月よう会(9:30～保健センター)
	24	火	火ようクラブ(10:00～/保健センター)
	25	水	転倒予防教室(9:30～/若者センター) 水無健康教室(10:00～/水無集会所)
	26	木	上仏社健康教室(10:00～/上仏社担い手センター) 下仏社健康教室(13:30～/下仏社公民館)
	27	金	転倒予防教室(9:30～/若者センター) 歩こう会(10:00～/地域センター) さわやかクラブ(13:30～/保健センター)
	28	土	
	29	日	
	30	月	月よう会(9:30～/保健センター) 沖田面健康教室(10:00～/沖田面公民館)
	31	火	
2	1	水	転倒予防教室(9:30～/若者センター)
	2	木	
	3	金	転倒予防教室(9:30～/若者センター)
	4	土	
	5	日	
	6	月	月よう会(9:30～/保健センター) 健康づくり講演会(14:00～/開発センター) 元 市立秋田総合病院 院長 佐々木秀平先生
	7	火	杉花健康教室(10:00～/杉花交流センター) 介護予防教室(13:30～/若者センター)
	8	水	転倒予防教室(9:30～/若者センター) 福館健康教室(10:00～/い樹い樹交流センター)
	9	木	乳幼児健診(12:30～/保健センター)

村の人口・世帯

平成23年12月末現在

(前月比)

●世帯数	1,232世帯	(－ 1)
●人 口	2,787人	(－ 5)
● 男	1,324人	(－ 2)
● 女	1,463人	(－ 3)
●転 入	3人	(－ 2)
●転 出	1人	(－ 2)



12月 慶弔だより

お誕生おめでとう

武 石 幸 哉 くん (男) 羽 立
(保護者：伸彦さん・真理子さん)

おくやみ申し上げます

小 林 四 郎 さん (81) 下五反沢
田 中 ヒ デ さん (71) 小 沢 田
鈴 木 菊 治 さん (87) 堂 川
小 林 トキ子 さん (89) 下五反沢
畠 山 経 吉 さん (92) 大 林
萩 野 ハル子 さん (88) 堂 川
佐 藤 京 子 さん (73) 八 木 沢
齊 藤 勝 造 さん (79) 福 館



社会福祉協議会へ、温かい善意が寄せられました。

香典返し

小 林 和 利 さん 下五反沢

ありがとうございました

い樹い樹かみこあに

応援基金

い樹い樹かみこあに応援基金を募集します。

みなさまの応援をよろしくお願いいたします。

累計 655,000円

応援基金にご寄付お待ちしております。